

# 漢字の国際コード規格をどう考えるべきか

——漢字コード規格の根拠となる「国際漢字単位」の提言

朱 一 星

〈提要〉

漢字在历史上就已经是东亚地区的国际文字，随着古代中国思想文化的传播，汉文书籍流传到汉语圈外的诸多地区。汉字也成为这些地区政权统治的重要工具，知识界阐述思想的理想方法，甚至普及到平民百姓中间成为日常书写地名、人名，传递文书信函等的便利手段。然而，纵览当今网际上下，透过电脑和因特网的汉字表达，不免显得磕磕碰碰。究其原因，除了上世纪以来对汉字的大规模整容造成汉字笔画形体的变异以外，还有各语言圈的汉字本地化，以及文字载体的电子化等多重因素。

本文叙述了近期东亚地区规范汉字的新动向，剖析阻碍汉字传播的原因之一是现在的汉字国际码(Unicode)未能表现各个汉字区域之间的共时等价性，提出“国际汉字单位”的汉字共时等价概念，用以摸索电子文本汉字跨域传播的理论和途径。

〈关键词〉

漢字 繁体字 簡化字 異体字 國際漢字單位 (Chinese Character Grapheme)  
通時的等価性 共時的等価性 繼承機能 伝達機能

## 一. 中国で「通用規範漢字表」(草案)を公布

2009年8月12日，中国教育部が漢字施策に関して久しぶりに重要な発表を行った。それは「通用規範漢字表」の試案に関する意見公募である。8月31日までの意見公募期間内に，国内に限らず，広く海外にいる研究者や学界・教育界にも意見聴取を行った。1988年「現代漢語通用字表」(7000字)発表以来の大きな動きと言える。

「通用規範漢字表」(以下は新「漢字表」と称す)の全収録字数は8300字で，その前身「現代漢語通用字表」(以下は旧「漢字表」と称す)の7000字より数の上では1300字増加した(実質50字減と1350字増)。今回は，かつて「使用停止」扱いの異体字の中から51字を復活させ，また60年代以来，簡化字の方向に収束されるはずの繁体字6字の復帰が提案された。

世間一般にとって予想外かも知れないが，発表された解禁漢字の多くは報道の通り「新しく」解禁したとは言えない側面がある。その13年前に出版された『現代漢語詞典』(1996年修訂本)では，多くの異体字に対して，いわば異体字ブラックリストの「第一批異体字整理表」と一線を画し，辞書編輯者の判断で独自の基準を設け，異なった扱いをした。「第一批異体字整理表」で使用制限の対象となった異体字1055字に対して，『現代漢語詞典』では，ほぼ6割の622字のみ異体字と見なしたが，その他433字の扱いは次の通りである。158字は異体字とせず，正字扱いに，275字

は一部のミス修正以外、古文字や俗字などを見なし、異体字として扱わなかった。両者の食い違いは決して小さい範囲に留まらないところは、異体字の定義そのものに関する意見の相違が絡むことが伺い知れる(表1)。

ただし『現代漢語詞典』の「第一批異体字整理表」に対する修正

異同&字数			例字	処置
『第一批異体字整理表』認定1055字	解釈の違い 433字	158字	線(線); 仿(仿)	正字と同列に扱う
		275字	博(博); 僂(罵)	古文字か俗字と見なす
『現代漢語詞典』認定1217字	同見解	622字	宜(亘宜)	同じく異体字と見なす
	追加	595字	沉(沈); 算(祚); 回(回回)	新規に異体字と認定

表1、『現代漢語詞典』における『第一批異体字整理表』認定の1055文字の処遇と独自の認定異体字。データは魏励(2004)による。

は、学术界では一定の評価を得たにも関わらず、一般メディアではさほど取り上げられなかった。異体字に関する見解の違いについての議論はあまり見られないが、新「漢字表」の中では、部分的とは言え、旧「漢字表」にも見られた異体字認定の解消に引き続き、多くの異体字の部分的意味の解禁は、『現代漢語詞典』の立場を部分的に追認することになる(注1)。

ここで、繁体字6字が新「漢字表」に収録されることを「復活」と称することの誤解を解きたい。厳密に言う「繁体字」とは「簡化字」という新字体の正字である。例えば「漢」→「汉」のように簡化字あつての繁体字である。異体字間の取捨選択関係と違って、繁体字と簡化字は表裏一体の存在であると同時に、20世紀60年代以降では、後者は前者を継承する存在である。

そうすると繁体字の「復活」は、本来ならそのペア関係の簡化字の自然「消滅」を意味するはずである。だが実際に復活した6字は、いずれも対応簡化字の廃止を意味しない。例えば今まで「硃」は「朱」の繁体字と見なされたが、「硃」の復活によって「硃」と「朱」が共存し、「赤色」また苗字の「朱」に対して、「辰砂」(しんしゃ)の意味の「硃」を別漢字と定義する。即ち漢字数が増えることになる。今回「復活」と称する繁体字はいずれも「簡化字総表」によって複数の漢字を統合したペアである。大抵は同じ発音なので、同音仮借漢字とも言える。

80年代になってから、中国の正式な文字施策の方針は、簡略字体の適用を一定の範囲に制限した。その「範囲」が拡大すると、本来の表内漢字字体との整合性を保つために、自ずと新字体(いわゆる「類推簡化字」)が生成される。従って、「復活」した「繁体字」の中には、そのままでは繁体字なので整合性が取れないため、「類推簡化字」にして初めて使用できるのである。こういう繁体字は次の通りである。

濛、硃、剋、鍾、噁、蘋

最初の三字は簡略しなくていいが、次の「鍾」の金偏、「噁」の惡(恶)、「蘋」の頁(页)は前述の理由でいずれも略したうえで、新「漢字表」に収録されることになる。

例えば4番目の「鍾」は、表2で示したようにかつて異体字と見なして統合したが、新「漢字表」では、元の二字の異体字関係が解消され、意味項目の再定義後、それぞれ簡化字になったのである(表2)。

即ち、「鐘」という字(繁体字)を復活させるのでなく、新たに「鍾」という簡化字をすることによって、「鍾」の継承字体とさせたのである。

「噁」と「藟」も説明に使うフォントはないが同様な処遇になる。

上記のように「簡化字総表」のルールに従って類推され生成された新簡化字は、実質今までにない字体の「創出」である。中国では旧「漢字表」(7000字)以来、簡化字は無限に類推しない方針を確立したにもかかわらず、今回の新「漢字表」(8300字)の字数拡大は、結果的にこういったいわゆる「類推新簡化字」の誕生に繋がる。経験則によると、一度存在した漢字は字典の中では決して消えることはない。即ち新簡化字の誕生は、そのまま漢字の絶対字数の増加を意味する。ちなみに、「簡化字総表」によって、本来簡略関係ではない二漢字(或いは三漢字)から一字に統合(同音仮借)した漢字は、104組確認されている(注2)。

いわゆる「解禁」された異体字の内訳は、第二水準漢字(通用規範漢字二級字表)漢字は下記の6字で、いずれも略する必要のない字である(例示は順不同)。

裕、皙、慄、瞋、嘸、蹇

その他は第三水準漢字(通用規範漢字三級字表)である。下記表示の中に括弧内の字は「簡化字総表」のルールによって略すべきであろうと推測される字である。

仝、汜、邨、吒、昇、並、迺、祕、段、陞、脩、砦、堊、喆、椀、甦、淼、犇、犴、溧、勳、劓、甯、扞、菘、絜、菟、藉、瞭、零、阪、祗、麼、徵、艷、夥

上記の字に細部の字形変更はあるが、簡化字にならない。

飈(颯)、迳(逕)、鉅(鉅)、榷(榷)、贄(贄)、線(線)、瑋(瑋)、雥(雥)、訢(訢)

上記の字はすでに簡化字字形規格が存在している(括弧内は繁体字)。

(勑)、(噁)、(勳)、(頰)、(驢)、(鑪)

該当簡化字が存在しないため、「簡化字総表」また「印刷通用漢字字形表」に準じて新規に生成するであろう(例示はすべて繁体字)。

上記一覧表は筆者がネットで公開された情報に基づいて作成したもので、対応簡化字は最終的

	「簡化字総表」	「通用規範漢字表」	
繁体字	鍾・鐘(異体字)	鍾	鐘
簡化字	钟(合併)	鍾	钟

表2, 繁体字「鍾」復活の実質的意味は新規簡化字の誕生である。

な確定字体ではないが、それでもかなりの確率で次のことが言える。解禁された異体字の中には、39文字は略す必要がない。9文字に対応する簡化字（『現代漢語詞典』による）がある。6文字は今までの簡化字との整合性からすれば、新たに簡化字が生成されることになる。

中国は、前世紀から一貫して文字整理の努力を行ってきた。それとは裏腹に、「勅」以下のいわゆる「類推簡化字」が現在のUnicodeにもGBコードにも存在しないため、新「漢字表」の措置は、漢字の「絶対字数」の更なる増加に繋がる。極少数の漢字ではあるが、漢字数の益々の増加と正誤関係の煩雑さを増幅させる恐れはある。この点に関してどうかと思うのが筆者の正直な気持ちである。

ところが、意見募集広告が新聞やネットニュースに掲載されるやいなや、ネット上で沸騰した議論の焦点は、上記の異体字の復活や常用漢字の増加に対してよりも、同時に発表した44漢字の字体デザインの変更についてのものであった。

新「漢字表」は「印刷通用漢字字形表」の筆形変異の規則を根拠に、旧「漢字表」中の規則と一致しない44字について字形の微調整を行った。調整後の字形は大体次の通りである。

琴、瑟、琵、琶、徵、魅、余、余、蹇、衾、巽、撰、饌、噍、  
亲、椽、杀、刹、豚、铄、弑、条、淅、绦、鲛、茶、搽、新、薪、  
杂、寨、愚、瞥、弊、愆、唇、蜃、蓐、溥、罽、褥、耨、薹、穀

「字体」か「字形」かの定義上の問題はさておき、ほとんど書写上の微調整で、文字デザインの視点からすると美観上の変更とも言える。

ゆえに、新「漢字表」公表の重要なポイントの一つは、旧「漢字表」に続く異体字・同音仮借字の部分的な定義解消ということになる。ただ、これは中国の文字政策の後退を意味しない。前世紀に行った施策の修正に過ぎず、漢字を減少、または廃止する「文字改革」ではなく、「文字整理」により近づこうと一歩進んだものと認識する。

ネット世論は解禁漢字に対しては、逆に概ね好意的であるか、当たり前と思う風潮さえある。その背景には、多くの人名用字や地名用字は、旧「漢字表」になくても、民衆の間で根強い使用願望があったからである。すると今回の措置はむしろ現状追認の性格さえ持つ。また、漢字の扱い方として、中国で初めて明確に「人名専用漢字」を規定したことになるのではないかと思う。

## 二. 日本の「改訂常用漢字表」並びに漢字政策を巡るアジア全般の動向

ここで、今回の教育部による「第一批異体字整理表」に対する修正が大きな話題になるもう一つの重要な背景を考えてみたい。

新「漢字表」発表の約一ヶ月前の7月11日に、湖南省の長沙市では、共産党と国民党による定例の「兩岸經濟貿易フォーラム」が行われた。2005年から数えて五回目のこの年のフォーラム

は、兩岸の教育・文化領域の交流がテーマになり、中でも馬英九台湾総統が提案する兩岸文字の統合について「識正写簡」（印刷物では繁体字に、手書き文字では簡体字を容認）を提唱し、大陸と台湾の学者による最新版の字典の共同編纂を進めようと提案した。周知のように、かつては、漢字の簡略化は文化施策の一環であり、政治色の強い話題でもあった。馬英九の提案は、台湾で台湾民衆に簡化字を押しつけるのではないかと一時憶測され、馬英九が慌てて台湾の文字政策に影響する考えではないと釈明に追われたほど、様々な意味で敏感なテーマである。さらに、それに先立ち、中国では2009年の春に開かれた政治協商会議で、全国委員の蕃慶林による繁体字復活の提案が報じられた。<sup>(注3)</sup> これは言論界やネット上で大きな反響があり、大勢の学者らによる繁体字復活か簡化字擁護かの議論に発展した。大陸のみならず台湾サイドの参加も得て、一時大陸の「簡化字」に統合するか台湾の「繁体字」に戻るかの議論に発展した。

日本でもほぼ同時期に同じような動きがあった。2010年6月に文化審議会の答申した「改訂常用漢字表」が同年11月30日に告示された。これは1981年に制定された「常用漢字表」からほぼ30年ぶりの改訂で、2000年8月答申した「表外漢字字体表」から10年目の重大な一歩と言えよう。戦後長く教育漢字の基準である「常用漢字表」の1945字から5字を削除し、196字を追加して、2136字になった。

かつて「常用漢字表」では、その前身である「当用漢字表」に続き、多くの漢字は簡略字体になって公表された。新規「表内漢字」の字体、或いはよく使用される表外漢字は、表内の簡略漢字との整合性から見て、字面の簡略、又はデザインの変更を施した。改定常用漢字表では、「嗅」「箋」などのように新字体に変更せずに取り入れる字もある一方、「曾」「瘦」「麵」について「頻度数に優先して、生活漢字としての側面を重視し」、「印刷標準字体」（康熙字典体に準ずる旧字体）の「曾」「瘦」「麵」ではなく、簡易慣用字体（常用漢字と整合性の取れた新字体）の「曾」「瘦」「麵」を採用した。

これらの差異は、一見、用字の「混乱」とも取れるが、実は付記にある詳細な説明の通り、多くの場合、許容範囲の字形上のデザインの差である、その差異は、形態上に何ら基準はない（というより基準作りは不可能な一面もある）。ほんの美観上のケースから、字形・字体に及ぼすケース（画数が変わる場合もある）まで様々である。

公共性の高い、一般の文書等での漢字使用においては、「1字種1字体」が基本であることを確認していくことは「コミュニケーションの手段としての漢字使用」という観点からは極めて大切である。

付 情報機器に搭載されている印刷通用漢字字形表文字字体の関係で、本表の掲出字体とは異なる字体（掲出字体の「頬・賭・剥」に対する「頬・賭・剥」など）を使用することは差し支えない。<sup>(注4)</sup>

尚、上記の例はすべてコード化された字体「頰(U+9830)/頰(U+982C)」「賭(U+8CED)/賭(U+8D4C)」「剝(U+525D)/剝(U+5265)」(括弧の数字はUnicode, 以下同)だが、筆者のMac環境で実際入力してみると、後者は普通に入力できるが、前者の掲出字体の「頰」と「剝」は語彙変換せず、音訓による単漢字入力(ATOK2010)、「賭」はコード表より直接入力、それぞれ表示させることができたが、字体確定時に「環境依存字体」という警告が表示された。このことは、2010年末現在、機器によっては表示できるフォントが備えられていない恐れがあることを示唆する(注5)。

拡張された常用漢字の字体は、従来の常用漢字との整合性からすれば、当然簡略化するかどうかの判断に直面するが、ある意味ではやはり一種の「異体字」処理なので、漢字の「絶対字数」の増減に繋がることを意味する。

文化審議会国語分科会も、中国の「国家語言文字工作委员会」(「国家言語文字作業委員会」現在実質中国教育部の一機関)も、共通するところは、漢字の使用字数を拡大すると同時に、「1字種1字体」の規範意識をむしろより顕著に打ち出していることと、字形の揺れや字体のバリエーションに対しては、世間の規範意識よりもいくらか寛容的であると読み取ることが出来る。

### 三. 百五十年に及ぶ漢字廃止論の終焉と新たな出口

パソコン時代の漢字の「隆盛ぶり」を見ると、つい半世紀前の漢字廃止論は幻のように感じられる。一般に「漢字廃止論」は幕末の前島密の漢字に関する建白書に始まると言われている。その思想は一時は東アジアの知識界で支配的な地位を得るぐらいに勢い付いたが、さすがに今日では大分下火になっている。だが、決着がまだ付いていないようで、漢字消滅論者にしてみれば、パソコンによって、漢字の衰退は「緩やかになった」(朝日新聞2009)だけで、方向性は変わっていないそうである。

数千年にわたって漢字を使用してきた中国でさえ、漢字を諸悪の根源と見なす学者、思想家は後を絶たない。

一方、たとえ漢字を歴史の遺物と見なす思潮に押さえられた、声が小さくなる時代でも、漢字を「守る」側は常に存在した。そして、パソコンやワープロの発展により、タイプライターや活字、手書き原稿を前提とした漢字制限・字体簡略化論は、今やその有効性を失っている。漢字制限派だった金田一春彦は晩年に「今のようにワープロが発展するのなら、常用漢字も新字体も現代仮名遣いも無用のことだった」と述べていたそう(注6)。

事は中国や日本だけではなく。韓国も漢字廃止後、高校で漢字教育を復活させている。ベトナムでも、かつて漢字廃止のモデルケースのように思われたが、近年、漢字復活の声は、ますます強くなっている。何しろ「日本でいう漢字音にあたる漢越要素の語彙が70%ぐらいある」からである(朝日新聞1986.5.26)。

漢字そのものの浮き沈みとは別の側面の問題が存在している。それは、現代の漢字にはあまりに多くの異体字が存在し、その字体の揺れが、結果的には文字表現の精度を損なう原因にもなっ

ている点である。

更に、大陸と台湾、日本と中国など、異なる漢字系同士の文字データの交換は、常に文字コードという厄介な問題を抱えている。果たして、これは超えられない壁なのか、インターネットの普及によってデータのやりとりは非常に便利になっているのに、常に「文字化け」に付きまといわれるのは、漢字の運命であろうか。

日本と中国のように異言語間問題はまだしも、同じ中国語の中国大陆と台湾の間でさえ、現在のところ、両字体間の変換に四苦八苦しているのが現状である(注7)。

「文字化け」の主因は、現在のパソコン漢字コードの欠陥によるものだと筆者は考える。

#### 四. 現行パソコン漢字コードの問題点

周知のように、戦後の中国と日本は、ともに大規模な漢字の簡略化を行った。その動きによって、それまでほぼ一つだった漢字表記は、おおまかに三つ(また四つ)の表記体系に別れてしまう。即ち、簡化字(1964年)の中国と、当用漢字(1946年、後に常用漢字)の日本と、今まで通り使い続けた台湾(注7)である。韓国は、基本的に旧字体を使用するが、言語が違ううえ、また台湾とも厳密的には国語施策の用字法が違うため、別表記体系と見なす。(図1)

中国の簡化字と日本新字体は、同字種でありながら字体構造上の相違から見れば、百年前ならある種の「異体字」とも言えよう。

だが、今日の状況においては、この見方は明らかに現状の説明になっていない。何故なら「当用漢字」と「簡化字総表」は、文字の規範意識の整理であるという性格を持つため、本来「異体字」同士の漢字は「当用漢字」と「簡化字総表」のフィルターを通すともはや「異体字」ではない。

本来の異体字とは正字に対しての表現で、異体字以外にも「俗字」「本字」などさまざまな関係があり、それらの関係はほぼ並列的であり、「共時的等価性」を持っていた。

だが、簡化字とその対立概念の繁体字、或いは新字体に対する旧字体では、

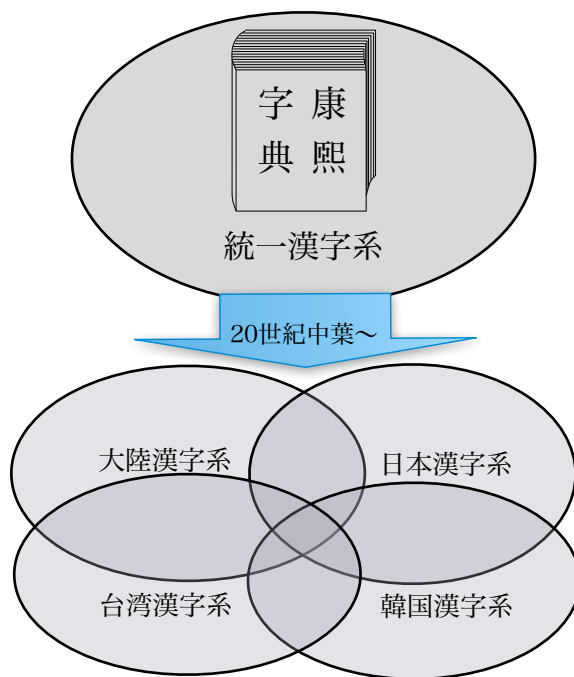


図1 現在の漢字は同じ漢字のように見えても実質異なる漢字系である。

一種の「継承」関係に変わってしまった。旧字体／略字体、繁体字／簡体字は、文字集合体として、もはや並列的（共時的）な「異体字」関係ではなく、同一文字概念の「過去」と「現在」を表す「通時的」な継承関係があるのである。

例えば、「国」と「國」とは、昔は正字と俗字だったが、今の中国では「國」は繁体字、「国」は簡化字。日本でも、人名など特殊の用途以外では、「國」は旧字、「国」は常用漢字。「正字」と「俗字」は共時的存在、「共時的等価」であるに対して、現在大陸中国では、日本と同様に「国」と「國」は「新」と「旧」の関係にある。一般社会では前者を使用するが、古書籍や一部の学術書物の印刷なら後者になる。

また、簡化字の中には、印刷字体としては実質「新規生成」の字体も少なからず存在する。「买、书、开、门」などはそれである。また日本の新字体も例えば「脳、団」などはそれである。そういった字は過去の書物に存在しないため、対応する繁体字（又は旧字体）との間にそもそも共時的等価性は存在しない。即ち、簡化字対繁体字、或いは新字体対旧字体は、各々の漢字の関係ではなく、継承関係を表す集合体として機能するものである。特殊な目的を有する場合を除いて、繁体字と簡体字が同じ文脈の文章表現に混在すると、読者に強い違和感を感じさせる。

但し、これはあくまでも一言語内部の話で、日本語漢字と大陸簡化字をそれぞれ台湾の漢字と並べた場合、一漢字系内部の「新旧」感覚は一旦無効になる。例えば台湾の「國」は、日本や中国の「国」と同一漢字概念を表

すため、この場合の「國」（台湾）と「国」（日本又は大陸）とは異なる漢字系間の「共時的等価性」を持つことになり、異漢字系同士の書物交流や情報伝達の役割を果たす機能を有することになる。（図2）

同じ字形・字体の漢字の組み合わせが、このように別々の役割を果たす事は一見ややこしいが、しかし、現状のシンプルな事実を見ればことは理解でき

る。例えば、日中台間の地名の記載では、漢字をベースにしていながら、それぞれの言語の地図に、互いに違う字体の漢字を使用している。異漢字系の地名は、相手側（現地サイド）の漢字表記ではなく、自己側（表現サイド）の漢字表記に直して印刷する。勿論、自己側の地名は相手側の地図に別の字体で表記されることにも異義を申し立てない。「簡化字」も「新字体」も政府の公文書によって公表されたもので、ここでは、いわば表記上の通時的「継承」関係は保証される。それ

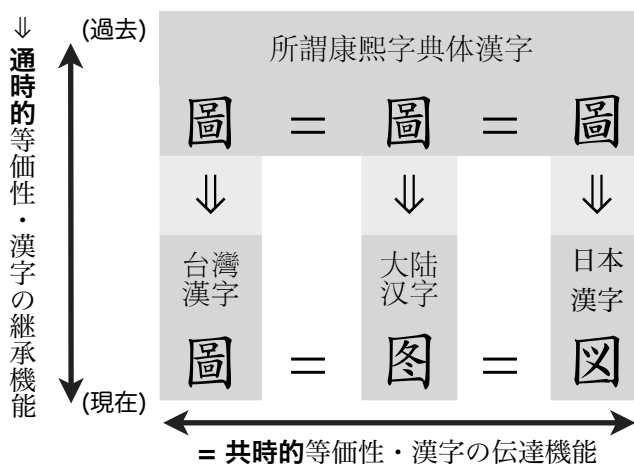


図2 漢字系を跨がる共時的等価性



があつてこそ、同時に異漢字系同士の横の伝達機能（共時的等価性）も保証されるのである。

一例として、日本では「廣島」は「広島」になるが、中国では「广島」と書き換えられている。逆に「廣州」は、中国で「广州」に変わったが、日本では「広州」に書き換えられている。「横濱」は少し厄介ではあるが、日本では「横浜」に、中国では「横濱」になる。

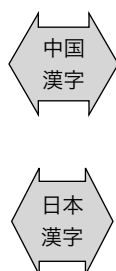
この異漢字系同士の等価意識は、人名でも同じである。音楽指揮者の小澤征爾氏が中国に訪れると、地元の新聞では「小泽征尔」という名前でニュースに登場する。人名地名だけでなく、長年共通に使い慣れた多くの語彙を、我々がその表記が変更されても、共時的等価性によって互いの「該当」漢字を認識し得るのである。

要するに、我々は字形の表面上の類似性に惑わされずに、字の奥にある「何か」を共有し続けているのである。その「何か」こそ、本稿で提言する「漢字国際単位」の成り立つ根拠である。

残念ながら、現在の漢字国際規格は、各漢字系を一つの平面で扱うため、包摂の基準は、もっぱら字形字体上の差異のみに注目することになる。それでは具合が悪い。表3は、字形上の相違を包摂基準にしている現在のUnicodeにおける「浜」の扱い方であるが、これでは「横濱」はデジタル情報の枠内では正しく簡化字の「横滨」に表示できない。ほぼ同様なケースに「滬」（日本では「沪」と略す）と「滬」（中国でも沪と略す）の例もある。

U-6D5C	U-6EE8	U-6FF1	U-6FF5
浜	滨		濱
浜		濱	濱

表3、字形中心の符号位置では、日中の「浜」は同一意味ではないが、同一符号位置になる



U-6D5C	U-6EE8	U-6FF1	U-6FF5
浜	滨		濱
	浜	濱	濱

表4、共時的等価性を優先させる日本漢字「浜」の正しい符号位置

## 五. 「国際漢字単位」の考え方

前述のように「国際漢字単位」は一つ概念としての枠組みであつて、具体的な字形や字体を指すものではない。そして、同一「漢字単位」でも、異言語間、異漢字系では必ずしも同じ意味や用法を有するものではない。これは、長年漢字の異なる言語環境によって出来た独特の用字法があるからである。漢字の「共通」する何かを表現するのに、音声学の音素（phoneme）と因んだ用語のgrapheme（日本語訳：書記素）が用いられることはあるが、中国語では「字位」や「字素」と表現されることがある（注8）。

筆者はここで、誤積されにくい「国際漢字単位」（Chinese Character Grapheme）という用語を使う。

現状の考え方による「漢字統合」は、見た目の字体を基準とし、漢字を単なる孤立した「物体」と見なすことを前提にしている。これでは、漢字の本来の継承機能が損なわれ、内包される本来の「共時的等価性」が失われてしまう。それが原因でデジタル媒体における諸漢字体系（繁体字・簡化字・常用漢字）を混乱させることになっている。

「漢字国際単位」の概念は、漢字の表面上の「筆画」よりも、漢字本来の継承機能を保持しながら、漢字の伝達機能（共時的等価性）を反映したものである。「漢字国際単位」は一つの抽象的概念で、異なる言語体系によっては異なる「字体」として表現される。これは例えば図3のように、台湾漢字の「圖」は日本漢字の「囧」と大陸漢字の「图」とは共時的等価性をもっているため、同一符号位置に定義（マッピング）すべきだということになる。しかし現行のUnicodeでの包摂基準は字形本位であるため、「圖」（台湾）は大陸や日本の過去の「圖」と同じ符号位置に定義される。同様な字形でも、これら異漢字系同士では「非共時的等価」になってしまうのに対して、「共時的等価」関係にある「圖(U+5716)」「图(U+56FE)」「囧(U+56F3)」は逆にそれぞれ別の符号位置にある。それが原因で「共時的等価性」が実現出来ず、国際漢文字符が本来持つべき異漢字系同士の伝達機能が果たせない（図3を参照）。

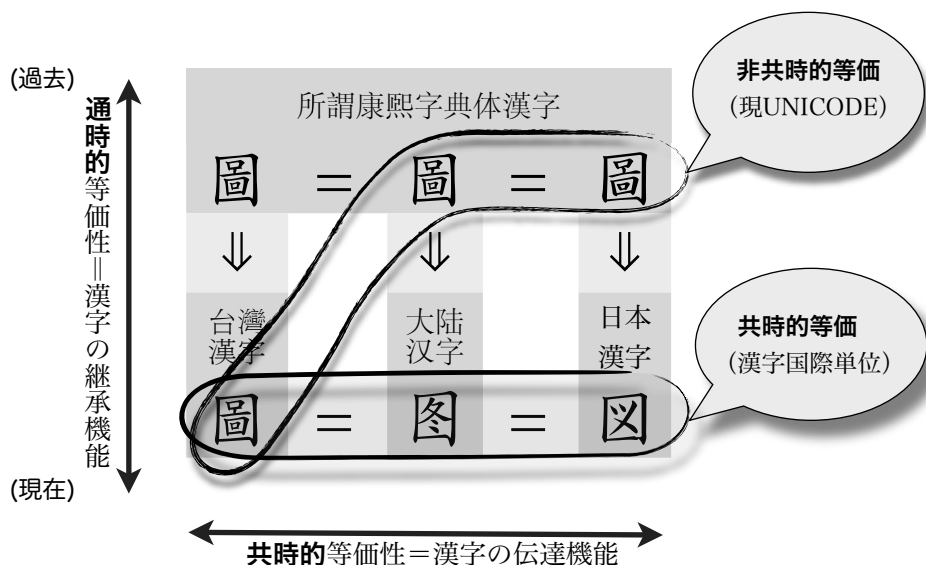


図3 Unicodeの漢字等価（包摂基準）は非共時的である

この状況を違う視点から考えると、まさに王鳳陽（1989）が指摘したように、一個一個の漢字は、人間の発話（パロール）相当と見なすなら、「漢字国際単位」は漢字習得者の意識の中にあるべきある特定機能の概念（ラング）に相当すると言えよう。我々が普段パソコン入力時に同音漢字の変換をほぼ迷わなく出来る時は、その共通概念のラングを持っているからで、同音漢字の変換に迷いを生じる時は、その共通概念の「漢字単位」がどういう具体漢字によって表すか定かではない時である。

今日、中国語に於いての繁体字・簡化字関係や、日本の旧字体・新字体関係などを一種の異体字関係に準じて考えるのは、古代から変身し続けてきた漢字の継承機能を異なる漢字系に生き続けていることを考慮していないためである。縦の時間軸を設けることによって、我々は同じ漢字系内部の繁体字・簡化字（旧字体・新字体）対応を、同一「漢字単位」の「異形態」として誤認せずに済む。「国際漢字単位」とは、異漢字系の伝達機能において共時的に漢字を「包摂」する国際共通の「漢字最小対立」を示すものと想定される。

人間は、特定の言語社会において、ほかの老若男女の無限種類の様々な発音を分類可能な有限種類に聞き分けられる。これは、的確に音声を識別できる「音素」という音声最小単位が存在するからである。「国際漢字単位」は多種多様な漢字字体・書体・字形のなかで、まるで「音素」のような最小対立単位である。異漢字系の間でも符号として伝達機能を果たせたのは、この最小単位が存在する明証と言えよう。各国漢字字体はエティック (etic) とするならば、「国際漢字単位」はまさしくエミック (emic) である。

各々の言語に利用できる記号の数は限られても、国際音声記号はその整合性全体に影響を受けない。国際音声記号 (IPA) の国際たる所以は、その記述体系は超言語的である点にある。上記の漢字単位に「国際」と冠した理由も、いうまでもなく漢字の伝達機能が、超言語圏的、超音声的立場に立脚する異なる漢字系間の文字伝播を前提としているからである。

## 五、結び

以上、荒削りな説明で「漢字国際単位」の考え方を述べた。この概念の有効性は、今後続けて検証していく必要があるが、少なくとも現時点の漢字施策のままでは、複数漢字の同音書き換えや合併などの問題のため、一部の漢字ではまだ完全な「往復変換」が実現出来ない可能性が大きい。

課題は残るにしても、「漢字国際単位」の考えは、漢字使用国の間での非共時的等価による符号欠損（いわゆる「文字化け」）を「阻止」する目処がつくであろうし、異言語圏・異漢字系の漢字情報互換、また漢字人名住所を伝達するための理想的な道具に一歩近づけるものであると筆者は確信する。

## 注記

(注1) 説明によると、合併文字の解消は、ほとんど人名・地名、または化学物質名など特定の名称においてのみである。それ以外の意味項目では、「簡化字総表」の表記を維持する。

(注2) 朱一星 (1993) を参照

(注3) 「潘庆林：我为什么在2009全国政协会议上提出10年内恢复繁体汉字的提案」（オンライン）  
入手先<<http://www.yywzw.com/show.aspx?id=1682&page=3>> (2010.11.1閲読)

(注4) 「文化審議会答申『改訂常用漢字表・試案』（I 基本的な考え方）」

- (注5) 筆者の入力環境は、Mac OS X v10.6.5/ATOK2010である、使用フォントはヒラギノProNである。仮に同じシステム環境でも、使用フォントがヒラギノProだと、「賭」(U+8CED)は表示できず、「賭」と表示されてしまう。マイクロソフト社のWindows Vistaも正式にJIS0213-2004への対応がフォント表示で解決している(例えば辻と辻)。規格そのもの変更というより、単なるフォントデザインの変更と取れなくもない。
- (注6) 「漢字廃止論-wikipedia」(オンライン)入手先<<http://ja.wikipedia.org/wiki/漢字廃止論>>
- (注7) 厳密に言うと、同じ中国語圏でも、大陸(簡体)、台湾(繁体)、香港(繁体)、シンガポール、マレーシア(新馬簡体)四地域は、それぞれ漢字表記に違いがある。一方、Unicodeの最新バージョンでは、漢字ソースを次の9種類と見なし、(以下英語綴り順)中国とシンガポール、香港、日本、北朝鮮、韓国、マカオ、台湾、ユニコード協会(USA)、ベトナムとなる。
- (注7) 王曉明、魏林梅(2010)に、2008年時点の繁体字簡化字変換の困難さに関する詳細な報告がある。また、2010年12月現在、筆者の確認できる範囲では、Apple社のMacOS X v10.6.5は、文章間繁体字・簡化字のコンバート機能をすでに標準装備しているが、大容量の文章や、二言語混在の文章の変換にはまだトラブルが多い。また、Windowsプラットフォームの中国語版Wordにも繁体字・簡化字相互変換機能がついてるが、Mac版や日本語版には同様の機能がない。MS社に問い合わせたところ、Mac版や日本語版に同機能の供給予定はないとのこと。
- (注8) 一方、「字位」は文字符号記載面の符号位置(cell)の意味もあるようで、「字素」は近年漢字の筆画構成要素としての意味が急速に広がっている様相である。また、明瞭に定義された表現かどうか不明だが、「字元」という表現(Unicode中国語版)もある。

本稿の校正において、本学の岡本俊裕教授より有益な助言を頂いた。記して感謝の意を表す。

#### 参考文献

- |           |                                |                     |
|-----------|--------------------------------|---------------------|
| 田嶋一夫 1984 | 「漢字シソーラスの構想と課題」                | 『日本語学』 1984Vol.3    |
| 王鳳陽 1989  | 『汉字学』                          | 吉林文史出版社 1989.12     |
| 鈴木孝夫 1990 | 『日本語と外国語』                      | 岩波新書 1990.1         |
| 星野 聰 1992 | 「異体字をどう考え、どう処理するか？」            | 『しにか』 Vol.3.NO.2    |
| 宮澤 彰 1992 | 「東アジア地域の漢字コードの統一をめざして」         | 『しにか』 Vol.3.NO.2    |
| 宮澤 彰 1993 | 「ユニバーサル文字符号と学術情報」              | 『しにか』 Vol.5.NO.2    |
| 小池建夫 1993 | 「統合化CJK漢字集合の実際」                | 『しにか』 Vol.5.NO.2    |
| 朱一星 1993  | 「現代中国語漢字の同音書き換え」               | 京都外国語大学『研究論叢』 No.41 |
| 清水哲郎 1994 | 『図解でわかる文字コードのすべて』              | 日本実業出版社 2001        |
| 朱一星 1994  | 「日本語の同音漢字による書き換えと中国語の仮借による簡化字」 | 京都外国語大学『研究論叢』 No.42 |
| 朱一星 1995  | 「漢字の字体・字形・書体」                  | 『大河内先生退官記念論集』大修館書店  |
| 張書岩 1997  | 「关于制订《人名用字表》的一些设想」             | 『语文建设』 1992年第2期     |
| 魏 励 2004  | 「《现代汉语词典》对异体字的处理」              | 『中国语文』 2004年第3期     |

佐藤正彦 「繁体字 簡体字 新字体 対照表」 (オンライン)

入手先<<http://homepage3.nifty.com/jgrammar/ja/tools/ksimple.htm>> (参照2010.12.1)

王曉明、魏林梅 2010 「談簡繁轉換的幾個關鍵問題」 5<sup>th</sup>CDF(中国語情報デジタルフォーラム)資料

入手先<<http://www.aclweb.org/anthology/O/O10/O10-1008.pdf>> (参照2010.11.2)

#### その他関連資料・新聞記事

日本工業規格 X 0221-1995(ISO/IEC 10646-1-1993) 財団法人 日本規格協会 1996.3.31

Unicode 6.0.0 UNICODE協会 (オンライン) <<http://www.unicode.org/versions/Unicode6.0.0/>>

特集「漢字文化の歴史と将来」 『朝日新聞』 1986.5.27

「表外漢字, 略字使用を限定 印刷字体に基準 (国語審議案)」 『朝日新聞』 1998.6.25

「いい言葉は『公共財』新聞にも責任 — 作家井上さすしさんに聞く」 『朝日新聞』 2002.3.14

「教育部拟调整44个汉字写法引争论」 中華網 (オンライン)

入手先<[http://news.china.com/zh\\_cn/domestic/](http://news.china.com/zh_cn/domestic/)> (参照2009.8.19)

「改定常用漢字表」に関する試案 文化審議会 第42回国語分科会漢字小委員会・議事録

入手先<[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/index.html)> (参照2010.4.23)

「IICOREの背景」 (オンライン) 入手先<<http://ja.wikipedia.org/wiki/IICORE>> (参照2010.11.01)